

「地方および地域ならびに地区シニアクラブ」

モデル規約

第1条（名称および事務所）

本会の名称は、（都道府県）退職者連合（または〇〇地域・〇〇地区）シニアクラブといい、略称を〇〇シニアという。事務所は〇〇〇〇内に置く。

第2条（目的と活動）

本会は、会員の暮らしの基盤である（〇〇地方、〇〇地域・〇〇地区）において生きがいづくりや健康寿命づくりおよび会員相互による仲間づくり、さらに社会的貢献による地域づくりなど、平和で充実した福祉社会づくりを目的とし、その実現に向けた諸活動を行う。

第3条（会員）

本会には、（〇〇地方、〇〇地域・〇〇地区）で暮らす高齢者・退職者、年金受給者であれば、加入できる。会員資格は、書面による届出および会費第1回分の納入をもって有する。

第4条（入会・脱会）

本会への入会・脱会は、書面による届け出をもって行う。なお脱会した際、納入済の会費は返金しない。

第5条（会費）

本会の会費は、月額〇〇〇円とする。納入は、半年分をまとめて年金からの口座振替または自動引き落としとする。また、直接現金による納入も可とする。

第6条（総会と幹事会）

本会の諸活動の計画、遂行、運営は、幹事が行う。幹事は、都度幹事会を開き、諸活動の立案やまとめを行う。総会は、年に1回〇〇月に以下の内容で開催する。

- (1)諸活動、行事等の計画の確認、まとめ
- (2)会計報告
- (3)役員の交代
- (4)入会・退会の確認
- (5)その他

第7条（議事の採決）

本会の議事の採決方法は、以下に定める通りとする。

- (1)総会

議事の採決及び規約の改廃は、出席会員の3分の2以上、その他は出席会員の過半数の賛否によって決する。

(2)幹事会

議事の採決は、出席幹事の過半数の賛否によって決する。

第8条（役員）

本会には、会長、事務局長、（副事務局長）、幹事、会計監査をおく。

第9条（規約の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

第10条（規約の発効）

この規約は、〇〇〇〇年〇月〇日より施行する。